

規制の事前評価書

法令案の名称：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：「携帯液化石油ガス用バーナー」の特定液化石油ガス器具等への追加

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課

評価実施時期：令和6年9月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）において、「携帯液化石油ガス用バーナー」（いわゆるガストーチ）を特定液化石油ガス器具等へ追加する改正を行う。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・携帯液化石油ガス用バーナーの一般消費者の需要の拡大に伴い、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故報告や消費者庁が収集した携帯液化石油ガス用バーナーに関する事故件数は近年増加傾向にあり、2021年には14件、2022年には26件の重大製品事故（火災等）が発生している。このような状況に対応し、消費者の安全を確保するべく、携帯液化石油ガス用バーナーに対し国による強制規格を導入する必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・携帯液化石油ガス用バーナーを特定液化石油ガス器具等に追加する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

☒検討した ☐検討しなかった

（検討した内容・結果）

- ・携帯液化石油ガス用バーナーについて、「特定液化石油ガス器具等」ではなく「液化石油ガス器具等」とすることも検討したが、既に重大製品事故が発生している状況と、熱源と燃料の距離が近いという製品特性を鑑み、製品の安全性を確認するための技術基準への適合性検査について、製造・輸入事業者による自主検査だけでなく、登録検査機関（第三者）による適合性検査を通じて客観的かつ厳格に安全性を担保するため、特定液化石油ガス器具等へ追加することとした。

<その他非規制手段の検討状況>

☒非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

☐非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

□非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

□非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・国内では、2020年11月から日本ガス機器検査協会(JIA)が策定した独自の検査基準による認証制度(JIA認証)の運用が開始されたが、あくまでも民間団体による任意の安全認証であるため、主に海外の製造事業者の製品でこのJIA認証の利用が進まず、事故件数の減少には至っていない。合わせて、安全性に疑いのあるガストーチに関する注意喚起を進めているが、一部のガストーチが有する危険性や事故発生リスクについて消費者の認識が向上するには一定の時間が必要になるため、類似の危害の発生・拡大を迅速に防ぐ観点から、国による強制規格を導入し、当該製品の製造・輸入に関わる全ての事業者を規制対象とすることで、安全なガストーチの国内で流通・取引される環境が整うものとなる。

3 効果(課題の解消・予防)の把握

【新設・拡充】

- ・業界団体である日本ガス石油機器工業会(以下、「JGKA」という)によると、JGKAに所属する国内メーカーにより製造された携帯液化石油ガス用バーナーについては、毎年約150万台製造・販売されており、JGKAに所属しないメーカー(主に海外メーカー)により製造された製品については、毎年約30万台程度販売されている。
- ・よって、一年あたり、約180万台の携帯液化石油ガス用バーナーに対して、安全性に関する技術基準に適合することが検査機関で確認されたものが、国内市場で流通・販売されるようになり、これが携帯液化石油ガス用バーナーを特定液化石油ガス器具等に指定することによる効果と考えられる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・携帯液化石油ガス用バーナーの特定液化石油ガス器具等への指定に伴い、当該製品の製造・輸入事業者は国内での事業開始に当たって届出が必要となる。届出を行う事業者数は、JGKAに所属する国内メーカーの数から推計すると10社程度であり、一つの届出あたりおおよそ3時間の作業時間を要するものと仮定すると、事業の登録に必要な作業時間は合計30時間程度となる。一般労働者の時給は1559円(※1)を用いると、届出に関する遵守費用は、46,770円と推計される。なお、海外事業者や新規参入者については、その正確な数を推定することが難しい。

(※1) 令和4年度賃金構造基本統計調査結果の概要(厚労省)によると、一般労働者の賃金は311万8000円である。一日8時間で年間250日働く労働者は一年間で、2000時間働くことになるため、一般労働者の時給は1559円となる。

- ・また携帯液化石油ガス用バーナーは特定液化石油ガス器具等であるから、事業者は第三者機関による適合性検査を実施し、その検査結果を保存する必要がある。試験費用については、具体的な検査項目がまだ決まっていないことから算出が困難である。

<行政費用>

- ・JGKAに所属する国内メーカーの数から推計すると、1社当たり事業届と略称使用届の2種届け出た場合には、20件程度の届出が行われると想定されるが、その他海外メーカーや新規参入者の総数が明らかではない。よ

って、少なくとも国内メーカーによる届出への対応経費についてのみの推計とし、以下の通り算出する。

2,500 円（※2）× 1 人（人員数）× 3 時間（作業時間）× 約 20 件 = 約 150,000

（※2）（人件費単価の根拠）約 2,500 円 = （「国家公務員給与の実態」より、国家公務員のうち行政職俸給表（一）が適用される職員の平均給与月額）405,049 円 ÷ （8 時間×20 日）。

<その他の負担>

- ・ 特になし

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 審議会では、安全性の懸念がある製品のため、特定液化石油ガス器具等への追加は早めに進めるべきだが、併せて既に出回っている製品の扱いに関する周知等、制度改正に伴う広報をよく実施する必要がある、という意見が出されており、施行に向けて更に検討・調整を進めていく。
- ・ また業界からは、国内市場の健全化に資するため改正に賛成するものの、事故の起きづらい製品まで規制対象となることは避けて欲しいとの意見も出ており、引き続き対象製品の内訳については、さらに検討・調整を進めていく。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 令和4年度産業保安等技術基準策定調査研究等事業（ガストーチの安全性能に関する技術基準の策定等調査事業）ガストーチ技術基準検討委員会【2022年7月7日、12月20日、2023年2月8日】
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2022FY/000074.pdf
- ・ 第15回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会（第21回消費経済審議会 製品安全部会との合同会議）【2024年8月27日】

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ あり

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ なし

<上記以外の法令案>

- ・ 指定製品については事故の発生状況によって適切に判断していく。